

基本構想検討シート：安全・安心の街づくり分野

1 現行基本計画内の安全・安心の街づくり分野における主な成果・実績

- (1) 地域特性に応じた広域生活拠点や地区生活拠点の整備
 - ・大橋一丁目、中目黒駅、自由が丘駅、目黒駅周辺地区の整備
 - ・学芸大学駅、西小山駅、都立大学駅、緑が丘駅周辺地区の整備、祐天寺駅周辺地区の整備構想
- (2) 快適な居住環境の確保
 - ・「(第6次)目黒区住宅マスタープラン」の改定(平成30年3月)
 - ・老朽化した公的住宅の建替えやバリアフリー化、既存住宅の建替えや転用による高齢者福祉住宅の確保
 - ・住宅リフォーム資金助成や家賃助成など経済的な支援、民間賃貸住宅の情報提供、住宅増改修相談の実施
 - ・「目黒区空家等対策計画」の策定(平成31年3月)
- (3) 防災まちづくりの推進
 - ・「不燃化特区」2地区、「都市防災不燃化促進事業」2地区における不燃化助成を開始
 - ・民間建築物の「耐震設計及び改修工事助成」を拡充
 - ・地籍調査の実施
 - ・狭あい道路拡幅整備事業の実施、雨水流出抑制施設設置に関する協議

- (4) 都市型水害への対応
 - ・総合的な治水対策の実施(雨水流出抑制(透水性舗装、浸透枳等)施設整備、建築物敷地等への雨水流出抑制施設設置指導及び助成)
 - ・局地的・突発的な集中豪雨に対応するための水防監視システム(雨量、河川水位)を強化
- (5) 公園等の整備・改良と利用促進
 - ・木造住宅密集地域整備事業、開発許可等の制度と連携した都市公園等の整備を推進
 - ・平成25年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園等の改良や施設の更新
 - ・公園等の新設、改良の際には住民検討会を開催し、住民参加を基本とした公園づくりを推進
 - ・公園等でボランティア活動を行う公園活動登録団体やグリーンクラブ等を支援

2 安全・安心の街づくり分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■近年の社会状況の変化

- (1) 人口減少・少子高齢社会の進行は、単身高齢者世帯や空家数の増加、価値観の多様化による住まい方の変化など、住宅をとりまく状況にも影響している。土地利用に関し、全国的に所有者不明土地が増加しており、公共事業推進等の様々な場面において、所有者特定に多大なコストを要し、円滑な公共事業実施の妨げとなっている。また、リーマンショック後の冷え込みから一転し、マンション建設の増加により人口構成が変化している。
- (2) 東日本大震災等の災害発生や首都直下地震等の切迫性を踏まえ、区民の生命と財産を守るための対策が急務となるなか、高齢化に伴う建替え意欲の減退等が、木造住宅の耐震化や不燃化が進まない一因となっている。
- (3) 近年、異常気象に伴う時間50ミリを超える豪雨が頻発しており、多数の被害が出ている。
- (4) 公園施設の老朽化が進行しており、公園施設の安全で快適な利用が喫緊の課題となっている。
- (5) 「都市公園法」の改正により「公募設置管理制度」が創設され、民間活力を活用した新たな手法の公園整備や公募設置管理制度を活用した収益施設の設置など様々な利活用が可能となった(Park-PFI)。

■国や都の動きや方向性

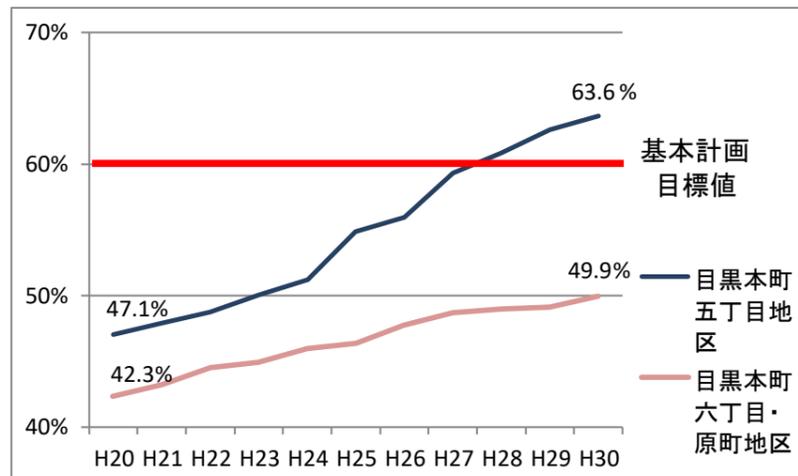
- (1) 国は、「住宅セーフティネット法」を一部改正し、住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度の創設などを追加
- (2) 空家等の問題に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年5月に完全施行
- (3) 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が平成30年11月に施行
- (4) 長期間にわたり持続可能な機能・社会の構築を図るため、「国土強靱化基本法」が平成28年4月に施行
- (5) 木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、都は「木密地域不燃化10年プロジェクト」を策定
- (6) 国は、平成30年に「耐震改修促進法」を改正し、ブロック塀対策を強化
- (7) 国は、平成30年に「建築基準法」を改正し、準防火地域内にある耐火、準耐火建築物の建ぺい率を10%緩和
- (8) 国は、平成30年度に「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」を改定
- (9) 国は、平成29年に「都市公園法」を改正し、公園管理における民間連携や公園の利活用に関する視点を強化

3 区の現状

- (1) 目黒区の人口は平成7年から増加傾向が続いており、中でも65歳以上の高齢者人口は人口の約2割に達している。将来的には人口減少が予測されるが、高齢者人口は増加が続き、2034年には4人に1人が高齢者になると推計される。
- (2) 土地利用については、平成13年度から商業用地及び工業用地が減り、住宅用地が増える傾向が続いている。住宅の中では集合住宅が増えている。
- (3) 平成25年度の持ち家は43.7%、民間借家は42.7%となっており、それぞれほぼ横ばい、増加傾向にある。空家等実態調査では、空家の可能性の高い建物は1.6%にとどまっており、放置すれば倒壊の危険があるような特定空家等に該当する建物は確認されなかった。

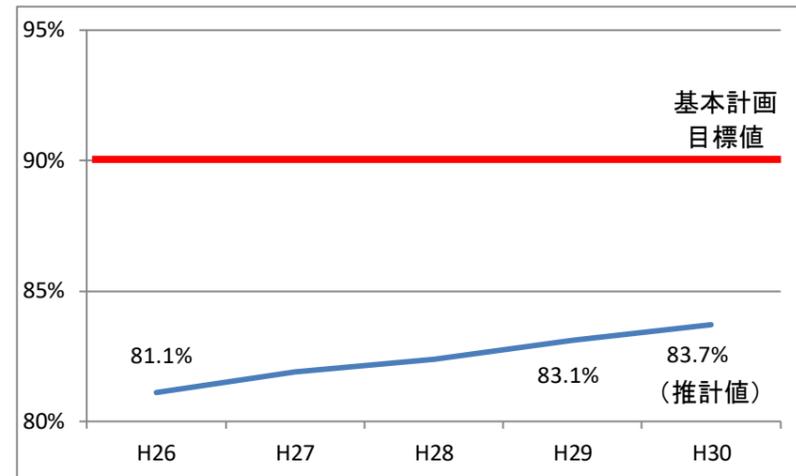
- (4) 区営住宅は、全15住宅のうち昭和50年代以前に建設の住宅が6住宅あり、老朽化に伴う設備等の不具合への対応が近年増えている。
- (5) 都市計画法(9地区)、沿道法(1地区)に基づく地区計画を策定し、その地区の実情に合ったきめ細かな街づくりに取り組んでいる。
- (6) 木造住宅密集地域整備事業を実施している2地区の不燃領域率は、平成20年度末に比べて平成30年度末は向上している。住宅の耐震化率は平成30年度末で83.7%となっているが、木造住宅の耐震改修助成件数は鈍化している。(図表1、図表2)
- (7) 平成30年4月1日現在の一人当たり公園面積は1.76㎡であり、「目黒区立公園条例」に標準として定める5㎡にはほど遠い状況であり、23区中で21番目となっている。(図表3)
- (8) 園庭のない保育所が増加し、園庭の代替として公園を利用する保育所が増加している。また、都市公園に占用可能な施設として保育所等の社会福祉施設が追加され、公園の新たな活用が行われている。

図表1：木造住宅密集地域の不燃領域率



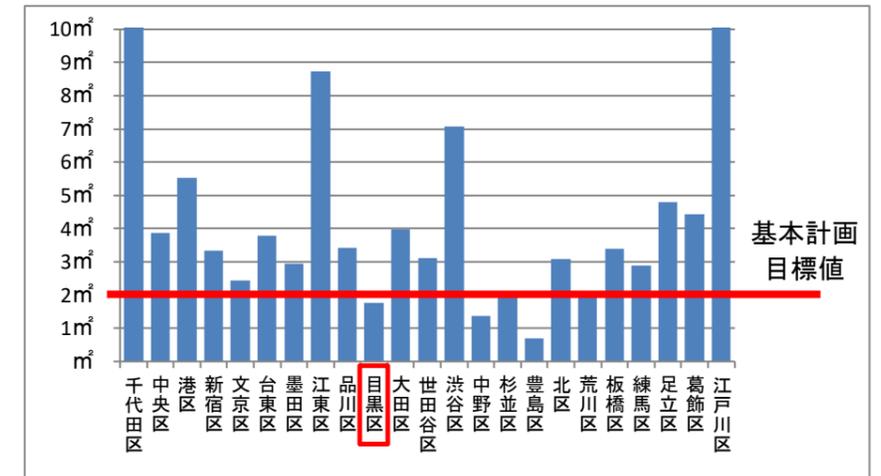
出典：木密地域整備課資料から作成

図表2：住宅耐震化率



出典：建築課資料から作成

図表3：23区の一人当たりの公園面積



出典：「公園調書 平成30年4月1日現在(東京都建設局)」を基にみどり土木政策課作成

基本構想検討シート : 安全・安心の街づくり分野

4 安全・安心の街づくり分野の個別計画の概要

■目黒区都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

【めぐろの将来都市像】

子どもの元気がみえるまち めぐろ

【街づくりの目標】

安全で快適に住み続けられる街づくり

すべての人が暮らしやすい街づくり

活力にあふれた、個性ある街づくり

うるおいのある、環境に配慮した街づくり

【目標年次】

令和6年まで

■住宅マスタープラン（第6次） （平成30年3月策定）

【基本理念】

みんなでつくる安心して住み続けられる目黒

【基本目標】

1 安全・安心で快適な住生活の実現

2 住宅セーフティネットの確保

3 住まい手の主体的取組と支援

【計画期間】

令和9年度までの10年間

■学芸大学駅周辺地区整備計画（平成31年3月改定）

計画期間：平成31年度から概ね10年間まで

■中目黒駅周辺地区整備計画（平成31年1月改定）

計画期間：平成30年度から令和9年度まで

■目黒駅周辺地区整備計画（平成26年3月策定）

計画期間：平成26年度から令和3年度まで

■西小山街づくり整備計画（平成26年3月策定）

計画期間：平成26年度から令和3年度まで

■祐天寺駅周辺地区整備構想（令和元年7月策定）

計画期間：令和元年度から概ね10年間まで

■目黒区空家等対策計画（平成31年3月策定）

計画期間：平成31年度から令和10年度まで

■耐震改修促進計画（平成25年3月改定）

計画期間：平成24年度から令和2年度まで

目標：耐震化率95%

■目黒区みどりの基本計画（平成28年3月改定）

計画期間：平成28年度から令和7年度まで

■目黒区公園施設長寿命化計画 （平成31年3月改定）

計画期間：平成31年度から令和10年度まで

5 新たな政策課題

(1)【拠点整備】

ハード面の都市整備を中心とした街づくりから、地域コミュニティなどのソフト面も融和した街づくりに取り組む必要がある。

(2)【居住環境】

高齢化の進行に伴い、今後増加が見込まれる住宅確保要配慮者に対して、区営住宅等ハード面での拡充が困難な中で、家賃助成をはじめとしたソフト面での施策を拡充する必要がある。

(3)【居住環境】

民間の共同住宅においても、建物の老朽化と居住者の高齢化という「二つの老い」が進行する中、管理不全に陥らないための支援を図る必要がある。

(4)【居住環境】

空家等の適正管理、空家の発生予防や利活用に向けた取組を進めていく必要がある。

(5)【防災まちづくり】

東京都の防災都市づくり推進計画における重点整備地域での不燃化の目標を達成するとともに、木造住宅密集地域の解消や地域危険度の改善を図る必要がある。

(6)【防災まちづくり】

新しい改修方法の啓発や改修・除却助成制度を拡充して、耐震化促進に取り組む必要がある。

(7)【都市型水害】

近年の異常気象に伴う時間50ミリを超える豪雨へ対応する必要がある。

(8)【公園】

依然として南部地区や西部地区をはじめとする公園不足地域があり、公園整備に取り組むとともに、老朽化した公園施設の長寿命化対策に取り組む必要がある。

(9)【公園】

公園利用のあり方や、少子高齢化の進行、子育て支援など公園に対するニーズの変化に対応する必要がある。

(10)【公園】

公園等の公共空間を活用するため、PFI等民間活力を活用し、地域の魅力向上や活性化を図ることが必要である。

6 課題解決の方向性(5年後、10年後)

5年後

(1)【拠点整備】「都市計画マスタープラン」を改定し、社会状況の変化に伴い生じた新たな課題に対応した街づくりを進める。

(2)【居住環境】空家等の適正管理を促し、継続して空家等を発生させないための取組を行う。

(3)【防災まちづくり】区内の耐震化率を95%以上とし、防災都市づくり推進計画における重点整備地域の不燃領域率70%を達成する。

(4)【都市型水害】更なる治水対策について、関係区と連携して東京都へ要望するとともに、今後も引き続き流域対策として雨水流出抑制施設の整備を推進する。

(5)【公園】公募設置管理制度など新たな手法を活用した公園整備を検討するとともに、民間活力の活用や住民参加による活動により多様化するニーズに対応した公園づくりを進める。

(6)【公園】老朽化が進む公園等施設を「公園施設長寿命化計画」に基づき、安全対策やコスト削減対策等の施設管理の強化を図る。

10年後

(1)【拠点整備】うるおいと安全・安心が両立し、持続可能な街づくりを進めていく。

(2)【拠点整備】自由が丘駅周辺地区において都市計画道路補助127号線の整備が完了する。中目黒駅周辺地区において、エリアマネジメントを導入した街づくりを推進する。

(3)【居住環境】公的住宅・民間住宅ともに、既存の住宅を適正に管理することにより長期間活用し、空家・空き室を含めた既存の住宅ストックを資産として活用していくための取組を継続していく。

(4)【居住環境】空家を発生させないための取組を継続的に実施するとともに、空家の利活用に取り組む。

(5)【防災まちづくり】区内の耐震性が不十分な住宅を概ね解消し、「防災都市づくり推進計画」における重点整備地域以外の地域においても不燃領域率70%を達成する。

(6)【防災まちづくり】木造住宅密集地域において、地籍調査を概ね完了する。当該地域の災害時における復旧が早急に整備できるようにしていく。

7 あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート：道路・交通分野

1 現行基本計画内の道路・交通分野における主な成果・実績

(1) 都市計画道路の整備(道路環境の整備)

- ・東京都施行: 補助26・46号線、環状6号線を整備中
- ・区施行: 補助19・30号線を整備

(2) 無電柱化の推進(道路環境の整備)

- ・都市計画道路及び都立大学駅前バス通りの無電柱化事業

(3) 道路・橋りょうの長寿命化(道路環境の整備)

- ・「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」の改訂(平成29年1月)
- ・「目黒区道路舗装維持管理方針」の策定(平成28年11月)

(4) 交通バリアフリーの推進(道路環境の整備・公共交通の整備)

- ・「目黒区交通バリアフリー推進基本構想」の改定(平成24年3月)
- ・重点整備地区3駅、バリアフリー整備地区10駅及びその周辺の歩行者空間のバリアフリー化

(5) 環境配慮型の道路整備(道路環境の整備)

- ・保水性舗装や遮熱性舗装の整備

(6) 交通安全対策の推進

- ・通学路・裏通りの交通安全対策、「あんしん歩行エリア」の整備
- ・街路灯のLED化により、省エネルギー化を図るとともに、夜間の安全性を確保

(7) 総合的な自転車対策(交通安全対策の推進・放置自転車対策の推進)

- ・自転車走行環境整備の実施
- ・区内に所在する鉄道駅すべてに区立駐輪場を整備
- ・撤去した自転車台数を保管できる集積所の整備
- ・町会・自治会、住区住民会議、商店会、官公庁等と連携した自転車等の放置防止啓発活動の実施

2 道路・交通分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■ 近年の社会状況の変化

- (1) 都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画)により、現在、各都市計画道路の整備が進められており、補助127号線は区施行の優先整備路線として選定されている。
- (2) 平成28年12月に「無電柱化推進法」が施行され、地方自治体にも計画策定の努力義務が課せられるなど、無電柱化推進に向けた取組が求められている。
- (3) 平成25年6月の「道路法」の改正により、橋りょう等における5年に1回の定期点検の実施、近接目視による点検が義務化された。
- (4) 少子高齢社会で高齢者の人口比率が増加しており、高齢者が関与する交通事故死傷者比率が上昇している。
- (5) スマホ運転など、自転車等における交通規則に反するマナーの悪化が全国的に問題となっている。
- (6) 都内における駅前駐輪場の整備普及により、放置自転車台数が減少している。

■ 国や都の動きや方向性

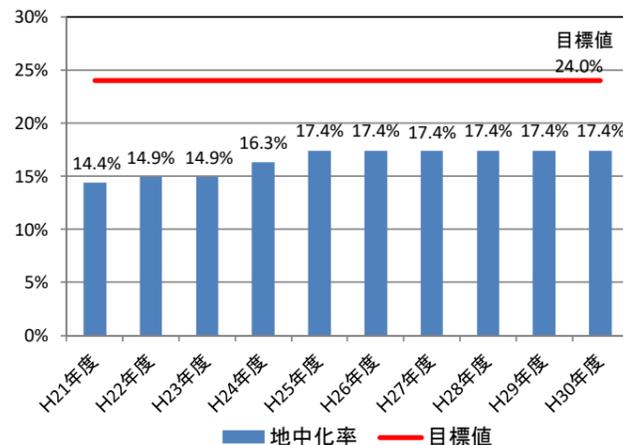
- (1) 都は、平成28年3月に「東京における都市計画道路の整備方針(第4次事業化計画)」を策定
- (2) 国は、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を施行し、平成30年4月に「無電柱化推進計画」を策定
- (3) 都は、平成29年9月に「無電柱化推進条例」を施行し、平成30年3月に「無電柱化計画」を策定
- (4) 国は、平成25年9月に「道路法」を改正し、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定
- (5) 国は、平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定(平成28年7月改定)
- (6) 都は、平成24年10月に「自転車走行空間整備推進計画」を策定
- (7) 国は、平成28年3月に「第10次交通安全基本計画」を策定
- (8) 国は、平成29年5月に「自転車活用推進法」を施行し、平成30年6月に「自転車活用推進計画」を策定

3 区の現状

- (1) 区施行の補助19号線が平成21年3月、補助30号線が平成26年3月に完成し、現在は、東京都施行の補助26・46号線、環状6号線の整備が進められている。
- (2) 平成31年3月末現在の電線類地中化の割合は「電線類地中化整備基本方針」における整備対象路線の17.4%であり、現行基本計画策定時の11.9%からは5.5ポイント上昇しているものの目標値24.0%には達していない。(図表1)
- (3) 区内の交通事故の発生件数や死傷者数はこれまでの「交通安全計画」での対策効果や道路、車両の安全技術の向上などから、年々減少している。(図表2)

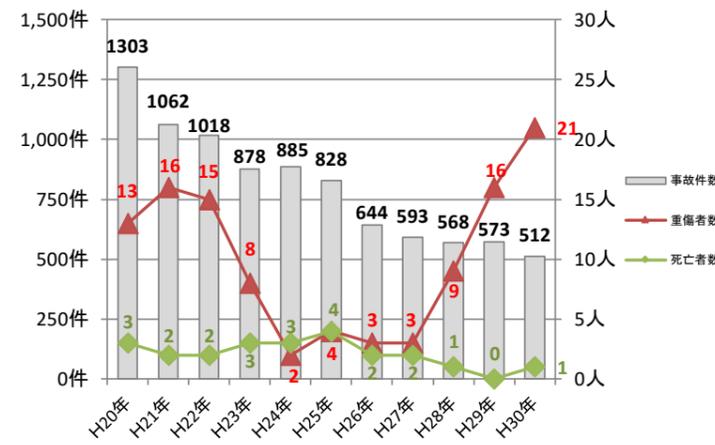
- (4) 区道での路側帯のカラー化は、平成21年度末から30年度末の期間で約3.2倍の増加となっている。街路灯LED化は平成29年度末で約5割が完了しているが、全ての街路灯をLED化するには、7年ほどかかる見込みとなっている。
- (5) 自転車事故の件数は年々減少傾向にあるものの、東京都と比べ自転車事故の割合が高い。(図表3)
- (6) 自転車駐輪場整備、自転車集積所の適正管理や実証実験による自転車シェアリング事業(令和3年度まで)を開始した。
- (7) 町会・自治会、住区住民会議、商店会、官公庁等と連携し、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを継続的に実施している。

図表1：電線類地中化の割合



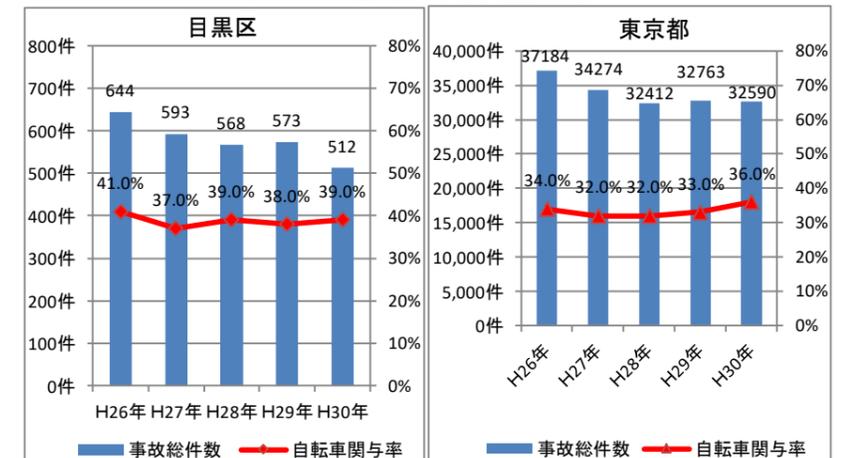
出典：みどり土木政策課所有資料から作成

図表2：目黒区内の交通事故と死亡者数の推移



出典：警視庁交通部「東京の交通事故」各年発行の資料から作成

図表3：自転車事故発生状況



出典：警視庁ホームページ「都内自転車の交通事故発生状況 区市町村別・自転車関与事故」(区内発生状況)「過去2年間の交通人身事故発生状況」(都内発生状況)ならびに目黒区自転車走行環境整備計画より

基本構想検討シート：道路・交通分野

4 道路・交通分野の個別計画の概要

■目黒区都市計画マスタープラン（平成16年3月策定）

【めぐろの将来都市像】

子どもの元気がみえるまち めぐろ

【街づくりの目標】

安全で快適に住み続けられる街づくり

すべての人が暮らしやすい街づくり

活力にあふれた、個性ある街づくり

うるおいのある、環境に配慮した街づくり

【目標年次】

令和6年まで

■第9次目黒区交通安全計画（平成28年4月策定）

【目標像】

交通事故のない安全で快適に暮らすことができるまち

【重点的に取り組む施策】

子どもと高齢者の交通安全対策の推進

総合的な自転車対策の推進

【継続的に取り組む施策】

交通安全啓発の推進

危険・違反運転事故の防止

事故防止に向けた道路環境の整備

緊急・災害時における交通の確保

交通安全を推進するための体制の維持向上

■目黒区電線類地中化整備基本方針（平成17年10月改定）

整備対象路線：路線数123路線、延長約26,700m

■目黒区道路舗装維持管理方針（平成28年11月策定）

維持管理対象道路延長350km、主要道路67km、生活道路283km

■目黒区橋梁長寿命化修繕計画（平成29年1月改訂）

計画期間：平成28年度から令和7年度まで 目標：10橋の補修・耐震化

■目黒区交通バリアフリー推進基本構想（平成24年3月改定）

目標年次：令和2年度

■目黒区自転車走行環境整備計画（平成30年3月策定）

計画期間：平成30年度から令和9年度まで 目標：整備路線延長77.7km

5 新たな政策課題

(1)【都市計画道路】

都市計画道路補助127号線整備については、早期の事業化に向け、沿道地権者や地域住民との合意形成を図る必要がある。

(2)【無電柱化】

国道や都道に比べ幅員の狭い区道においても、財源の確保や整備手法の確立により、無電柱化を進めていく必要がある。

(3)【長寿命化】

平成25年6月の「道路法」の改正により、橋りょう等における5年に1回の定期点検の実施、近接目視による点検方法が規定されたことから、今後増大が見込まれる道路橋りょうの維持管理コストを確保する必要がある。

(4)【交通バリアフリー】

歩行者優先を基本とし、歩いて暮らせる街づくりや歩行空間のネットワークの形成を進め、歩道の有効幅員確保に向けた取組や段差や勾配などの基準に対応するための整備を促進していく必要がある。

(5)【自転車対策】

鉄道駅周辺の自転車等放置禁止区域の見直しとともに、利用実態に応じた自転車駐輪場の運営を行う必要がある。

(6)【自転車対策】

目黒区における交通事故の自転車関与率は、年々減少傾向にあるが、依然として東京都の全体よりはやや高く、引き続き自転車の交通安全対策に重点的に取り組む必要がある。

6 課題解決の方向性(5年後、10年後)

5年後

(1)【都市計画道路】

補助127号線の整備については、自由が丘駅前西及び北地区の街づくりと連携し、災害時の避難経路や一時避難滞留場所として整備を進めていく。

(2)【都市計画道路】

一般延焼遮断帯である補助46号線(目黒本町地区)の整備完了、環状6号線(上目黒、下目黒)の整備完了、補助26号線(中央町)の整備を進める。

(3)【無電柱化】

「電線類地中化整備基本方針」における優先整備路線である東邦大学大橋病院前路線の無電柱化を完了し、令和2年度には「無電柱化推進計画」を策定し取組を推進する。

(4)【長寿命化】

道路・橋りょうの長寿命化については、計画的に耐震化、修繕及び点検を進め、予防保全による維持管理を行い、修繕にかかる費用の更なる平準化を行う。

(5)【交通バリアフリー】

「交通バリアフリー推進基本構想」における重点整備地区でのバリアフリー化に向けた財源確保や調整、協議を進めていく。

(6)【自転車対策】

「自転車走行環境整備計画」における優先整備路線33.8kmにおいて自転車ナビマークの整備を完了する。

(7)【自転車対策】

自転車安全利用促進に向けた取組を推進する。

10年後

(1)【都市計画道路】一般延焼遮断帯である補助46号線(原町・洗足地区)の整備完了、補助26号線(駒場)の整備を進めていく。自由が丘駅周辺地区において補助127号線の整備が完了する。

(2)【長寿命化】道路・橋りょうの長寿命化については、予防保全型の管理により、長寿命化を図り、継続的な安全性と信頼性を確立する。

(3)【自転車対策】優先整備路線を含む自転車走行環境整備路線77.7kmにおいて自転車ナビマークの整備を完了する。自転車の利用促進や自転車におけるルール・マナー等を区民に浸透させる。

(4)【自転車対策】自転車安全利用促進に向けた取組を推進する。

7 あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート：自然環境・景観分野

1 現行基本計画内の自然環境・景観分野における主な成果・実績

(1) 生態系を重視した自然環境の回復

- ・「生物多様性基本法」に基づき、平成26年3月に「目黒区生物多様性地域戦略」を策定
- ・区民参加型調査「区民による身近な生物調査」を毎年継続して実施
- ・菅刈公園(平成26年度～)と駒場野公園(平成30年度～)で生物多様性保全林事業を実施
- ・平成26年度「みどりの実態調査」を実施し、平成28年3月に「みどりの基本計画」を改定

(2) みどりの保全・創出

- ・民有地の既存樹木等を保全するため保存樹木・樹林・生け垣を新規指定し維持管理費の助成を実施
- ・民間建築物等に対する緑化指導及び樹木の保全協議を実施
- ・民間建築物の接道部緑化、建築物の屋上・壁面緑化に対してみどりのまちなみ助成を実施
- ・平成26年3月に目黒のサクラ基金を創設、基金を活用して公園、緑道、道路緑地等のサクラ保全を実施
- ・住民検討会を開催し、地域住民の意見を踏まえ地域ごとの「サクラ再生実行計画」を作成

(3) 水辺環境の保全・整備

- ・浄化対策として、河床浚渫、河川清掃、水質調査等を継続して実施
- ・高濃度酸素溶解水の実験、河床の泥土改善を目的とした実験を行うなど、水質浄化に向けた取組を順次実施
- ・平成30年1月に都・流域三区で「目黒川水質浄化対策評価委員会」を設置し、効果的な水質浄化対策を確認
- ・目黒川クリーンアップ大作戦の実施

(4) 愛着が生まれる細やかな景観づくり

- ・「目黒区景観計画」を平成21年度に策定、平成24年4月に改定
- ・景観軸特定区域として、目黒川沿川、山手通り沿道、目黒通り沿道を指定し、重点的に景観形成を推進
- ・目黒本町五丁目地区等4地区で街づくりのルールである地区計画を策定し、地区内の良好な景観を保全・形成
- ・平成25年12月に「自由が丘南口地区地区計画」を街並み誘導型地区計画に変更

2 自然環境・景観分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■ 近年の社会状況の変化

- 近年世界中の人々の消費活動の負荷等によって生物多様性の損失が進行し、国では平成20年6月に「生物多様性基本法」が制定され、地方自治体の「生物多様性地域戦略」の策定が努力義務化された。
- 平成26年3月に策定した「目黒区生物多様性地域戦略」及び平成28年3月に改定した「目黒区みどりの基本計画」に基づき、みどりの量の確保とともに、生物多様性の確保、都市の防災性の向上、子どもたちの感性の醸成等みどりの有する機能を最大限発揮するなど、みどりの質を高めていくことが求められている。
- 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて2016年から2030年までの国際目標として「SDGs(持続可能な開発目標)」が記載された。
- 景観行政団体となる自治体が増え、「景観計画」を策定する自治体が増加している。
- 国のインバウンド政策による外国人旅行者の増加など、観光政策を推進する中で、地域固有の景観を観光資源として、街づくり事業と連携することが検討されている。

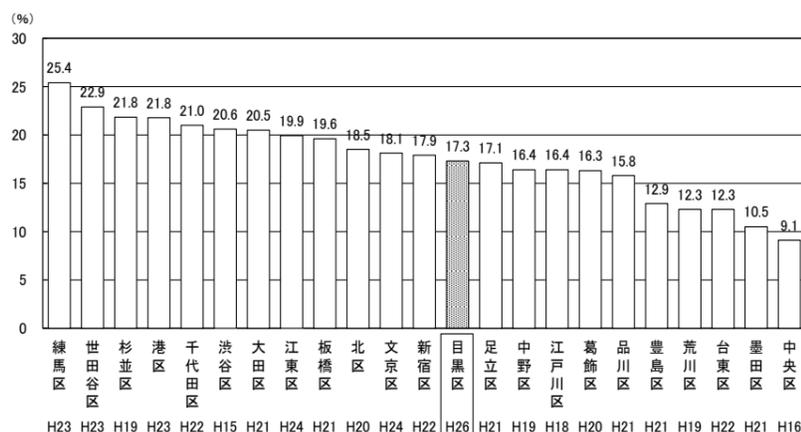
■ 国や都の動きや方向性

- 国は、平成23年10月に「都市緑地法運用指針」を改定し、「みどりの基本計画」にエコロジカルネットワーク形成の観点から計画内容の検討を的確に実施、位置づけることを追加
- 都は、平成24年5月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、緑を「まもる」「つくる」という視点とともに「利用する」を追加
- 国は、平成29年5月に「都市緑地法」を改正し、民間による市民緑地等整備・管理促進制度を創設、農地を緑地として政策に取り込み
- 国は、平成16年6月に「景観法」を制定

3 区の現状

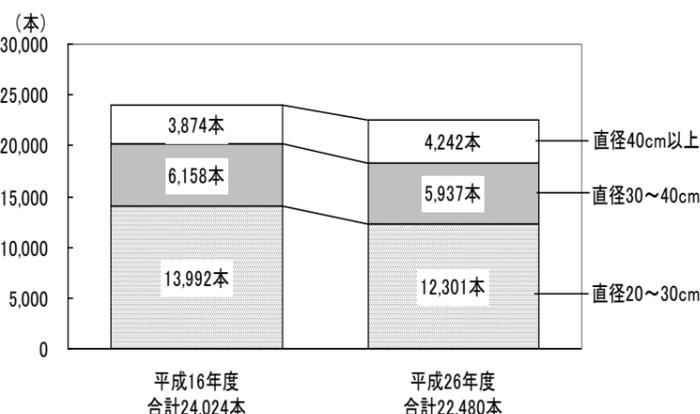
- 世論調査では、区の施策の良いと思うところで「公園・緑化」は最も多く選ばれている。また、回答者の2割以上が居住理由に「緑の多い落ち着いた住環境だから」を選んでいる。
- 平成26年度の「みどりの実態調査」では、区内の緑被率は17.3%となっており、平成16年度と比較して、0.2%の増加が見られるが、直径20cm以上の樹木は1,544本の減少が見られる。特に、民有地での緑地は減少傾向にある。(図表1、図表2)
- 区内では、これまで実施してきた「自然環境調査」の結果から、約3,000種のいきものが区内で確認されている。外来種などが継続して確認されるようになり、在来種の減少が見られるなど目黒区に生息・生育する生物の種類などが変化している。
- 目黒区生物多様性地域戦略策定時(平成25年度)から、野鳥の年間確認種数が52種から57種へ向上している。(図表3)
- 目黒川は都内でも有数の観光名所となっているが、雨天時に合流式下水道から汚水が河川に流入することなどによって、一時的に水質が悪化し、悪臭及び白濁化が発生しており、住民生活に影響が出ている。

図表1：23区の緑被率の比較



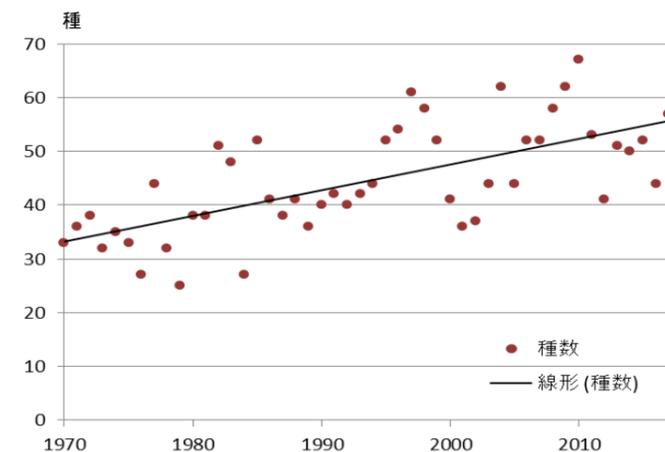
出典：目黒区みどりの実態調査報告書（平成27年3月）

図表2：直径20cm以上の樹木本数の推移(街路樹除く)



出典：目黒区みどりの実態調査報告書（平成27年3月）

図表3：野鳥の年間確認種数の推移



出典：目黒区生物多様性地域戦略（平成26年3月）を基に作成

基本構想検討シート：自然環境・景観分野

4 自然環境・景観分野の個別計画の概要

■みどりの基本計画（平成28年3月改定）

- 【計画期間】
平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで
- 【基本理念】
みどりに感じる・みどりと暮らす・みどりに集う ～みんなが主役のみどりのまちづくり～
- 【基本方針】
1 みんなで身近なみどりを育てよう 2 みどりを活かしてめぐろの魅力を高めよう
3 歴史文化の薫るみどりを守り伝えよう 4 多様なみどりをつないでひろげていこう
5 暮らしに潤いを与えるみどりの拠点をきずこう
- 【基本目標】
緑被率 17.3%(平成24年)⇒20%(令和7年)
一人当たり公園面積 1.80㎡/人(平成26年)⇒2.0㎡/人(令和7年)

■生物多様性地域戦略（平成26年3月策定）

ささえあう生命の輪 野鳥のすめるまちづくり計画

- 【対象期間】
令和14(2032)年
- 【目標】
1 みどりの風景をまもり、いきものにやさしさのある環境をつくります
《指標》野鳥の年間確認種数50種を維持し70種へ
指標在来生物種の分布率37%⇒50%
2 自然とのふれあいを大切にしながらめぐろの暮らしを未来に伝えます
《指標》世論調査における「生物多様性」の認知度
36.8%⇒80%
3 すべての主体があらゆる活動で「ささえあう生命の輪」の確保を目指した協力と連携を行います
《指標》公園等で活動を行う登録団体数 106団体⇒120団体

■目黒区景観計画（平成24年4月改定）

- 【基本目標】
愛着が生まれる細やかな景観づくり
- 優れた景観資源の活用
 - 目黒区の地域特性を活かした街並み形成
 - 住宅都市の魅力を高める景観形成
 - 目黒区のイメージ向上としての景観形成

5 新たな政策課題

- 【自然環境】
「目黒区生物多様性地域戦略」及び「みどりの基本計画」に基づき、自然環境の保全とみどりの創出を推進し、エコロジカルネットワークの形成を推進していく必要がある。
- 【みどり】
「みどりの実態調査」の結果、前回調査からの11年間でみどりの状況は大きく変化している。特に区の緑被全体における私有地が占める割合が約60%から約54%に減少しており、更なるみどりの保全対策に取り組む必要がある。
- 【みどり】
公園、緑道、街路樹等約2,300本の桜の樹勢の回復や植替えなど保全・更新への取組が必要である。
- 【水辺の環境】
目黒川の悪臭や白濁化については現在でも区民より多くの改善要望を受けており、水質改善が喫緊の課題となっている。
- 【景観】
良好な都市景観の形成に向けて、公共施設の良好な景観形成や地域の特性に応じた規制、誘導が求められている。

6 課題解決の方向性(5年後、10年後)

5年後

- 【自然環境】
一人ひとりが生物多様性に配慮した取組を行えるよう、継続的にいきものの観察会等区民参加型の生物調査を実施し、生物多様性の大切さや、都市におけるみどりの役割について普及啓発を図る。
- 【みどり】
「みどりの条例」に基づき緑化協議を進め、公共施設及び民間建築物の敷地や建築物の緑化を推進するとともに、既存緑地の保全を図る。
- 【みどり】
住民参加により地域ごとの「桜再生実行計画」を作成するとともに、桜保全活動を推進し桜の保全を進める。
- 【水辺の環境】
目黒川の水質改善の充実、都の「経営計画」に基づく合流式下水道の早期改善を都へ要望していく。
- 【景観】
景観形成上、きめ細かい規制誘導が必要な地域については、住民参加により地域街づくり条例等を活用した自主的なルールや地区計画を策定する。

10年後

- 【自然環境】
区民、事業者、学校、行政等が協働でみどりの保全や創出、河川水質改善に取り組み、エコロジカルネットワークの形成を図る。区内の自然環境やいきものの生息状況等の情報の共有化を推進する。
- 【みどり】
住民参加による桜保全活動を推進し桜の保全を進めるとともに、地域コミュニティの形成やみどりに対する意識の啓発を図る。
- 【景観】
地域特性に応じた魅力ある都市景観が区民、事業者、行政の連携・協力により創り出されている。

7 あるべき姿・将来像

審議会で検討予定

基本構想検討シート：防災・防犯分野

1 現行基本計画内の防災・防犯分野における主な成果・実績

(1) 避難場所などの防災拠点の機能強化

- ・東京湾北部地震を想定し、避難者62,000人3日分の水・食糧を備蓄
- ・防災拠点となる公共施設の耐震補強工事等の実施
- ・天井等非構造部材落下対策の実施

(2) 地域防災力の向上

- ・避難所運営協議会設立の推進及び運営支援(運営費助成、避難所運営訓練の支援)
- ・地域防災リーダー育成のため、防災士資格取得支援助成の実施(平成31年3月現在61人)
- ・要配慮者対策の実施(要配慮者支援プランの策定、避難行動要支援者名簿・登録者名簿の作成・配備)

(3) 風水害へのソフト・ハード対策

- ・総合的な治水対策の実施(雨水流出抑制(透水性舗装、浸透樹等)施設整備、建築物敷地等への雨水流出抑制施設設置指導及び助成)
- ・局地的・突発的な集中豪雨に対応するための水防監視システム(雨量、河川水位)を強化
- ・土砂災害警戒区域等の指定に伴い土砂災害ハザードマップの作成・配布、城南地区河川流域浸水予想区域図の改定に伴い水害ハザードマップを改定・配布(配布は令和元年度)

(4) 安心・安全な地域づくりの推進

- ・区と警察とが「安全・安心まちづくり」のための覚書を結び、犯罪情勢等を検討した上で相互に連携し、防犯対策を推進した。
- ・区民、警察、防犯協会、消防等による「生活安全対策協議会」から、区に対して防犯対策の提言を行った。

(5) 生活安全対策の推進

- ・町会・自治会、PTA等の地域団体における防犯ボランティアの活動支援、地域安全パトロールを対象とした研修会等を開催
- ・個人でも防犯ボランティアに参加できる仕組み(わんわんパトロール)の構築
- ・地域の防犯対策を向上させるため、「東京都地域見守り活動支援事業補助金」等を活用した防犯カメラ設置事業を推進

(6) 危機管理態勢の整備

- ・大地震や新型インフルエンザの発生に備え、業務継続計画を策定
- ・様々な危機を想定した職員の参集、危機対応等の実践的な訓練の実施

2 防災・防犯分野における近年の社会状況の変化・国や都の動き

■ 防災

- (1) 東日本大震災により、従来ほとんど検討されてこなかった多数の帰宅困難者の発生や電力危機等が課題となっている。
- (2) 東京都防災会議が平成24年4月に発表した新たな首都直下地震の被害想定では、東京湾北部地震が18時に発生した場合に区内での被害が最大と想定した。
- (3) 近年、時間50ミリを超える集中豪雨や局地的大雨が頻発しており、多数の被害が出ている。
- (4) 地域の共同体意識の低下と近隣の人とのつながりが希薄になってきており、町会・自治会や住区住民会議への参加が減少している。区民相互の共助の意識を育て、防災区民組織の活性化が求められている。
- (5) 「自助」「共助」を防災対策の重点にすべきという防災意識が増加している。(内閣府「防災に関する世論調査」)

■ 防犯

- (1) 都内の刑法犯認知件数は、ピーク時の平成14年(301,913件)以降減少し、平成30年には114,497件まで減少した。区においても、平成14年(5,093件)以降減少し、平成30年には1,871件となった。
- (2) しかしながら、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は依然として多発、件数も高止まりしている。また、子どもや女性に対する犯罪等の防止対策が引き続き重要な課題となっている。
- (3) 2020年の東京オリンピック・パラリンピックを始めとする大規模なイベントでは、テロ対策を強化する必要がある。
- (4) 犯罪の手口が巧妙かつ複雑化しており、インターネットによる架空請求や仮想通貨詐欺などの新たな犯罪が発生している。

■ 国や都の動きや方向性

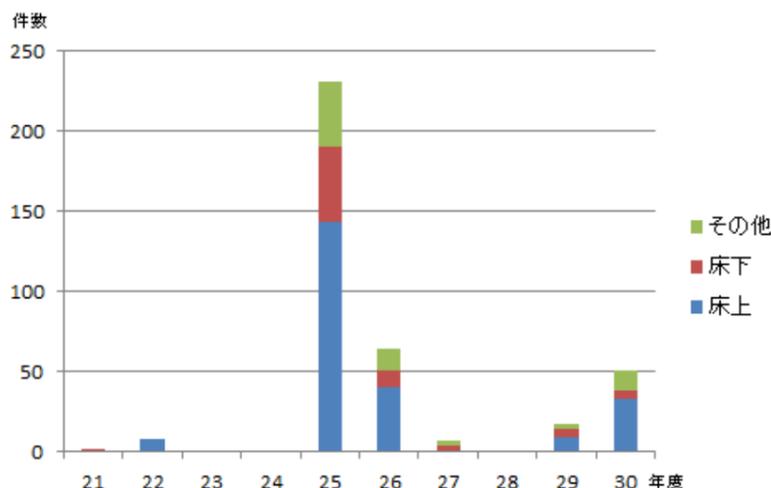
- (1) 熊本地震等から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国土強靱化基本計画の見直し
 - ・被災者等の健康・避難生活環境の確保、地域リーダー等の人材育成、防災教育の充実等
 - ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進
- (2) 水防災意識社会の再構築を加速化
- (3) 一斉帰宅抑制、一時滞在施設の確保、駅周辺における混乱防止等の帰宅困難者対策の総合的な推進
- (4) 地震・風水害・火山等の防災対策を迅速に進めるための「セーフシティ東京防災プラン」を策定
- (5) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺への対策
- (6) 国際テロの未然防止及びテロへの警備等の対処体制の強化
- (7) 2020年のオリンピック・パラリンピック等の大規模イベントに向けた警備等の対処や国民保護の対策強化
- (8) 子どもや女性が巻き込まれる犯罪への防犯対策

3 区の現状

- (1) 平成21～30年度の期間で、区内の浸水被害(床上、床下等)は382件発生している。(図表1)
- (2) 住区エリアごとに設立する避難所運営協議会は、平成30年度現在で22住区中15住区エリアの設立にとどまっている。
- (3) 東京湾北部地震の想定避難生活者約62,000人に対し避難所収容人数は約54,000人となっている。
- (4) 平成30年末での刑法犯認知件数は、1,871件。特別区23区中第3位。特別区の中では治安が良好な区といえる。(図表2)

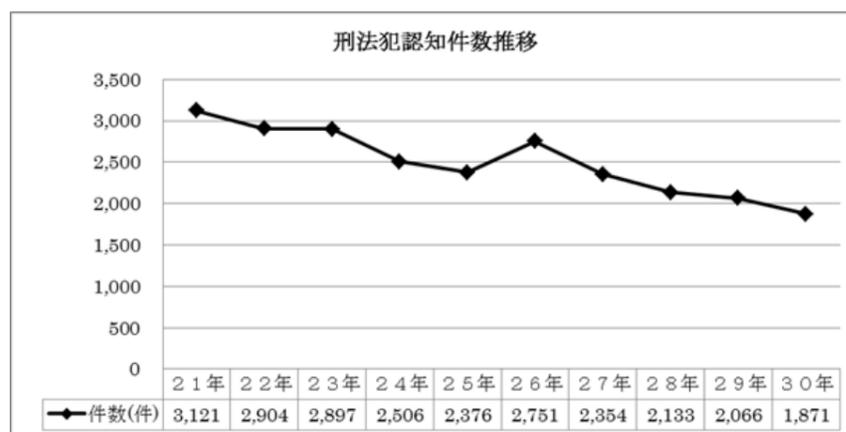
- (5) 平成30年末の刑法犯認知件数は、前年末比で195件の減で、平成26年から4年連続減少している。
- (6) 特殊詐欺被害状況は、都は依然として発生件数が高止まりとなっているが、区の発生件数は平成30年は61件で、前年末から8件の減少となっている。(図表3)
- (7) 特殊詐欺犯罪対策として、自動通話録音機・迷惑電話着信拒否装置の貸与事業を推進している。

図表1：区内の水害履歴(平成21～30年度)



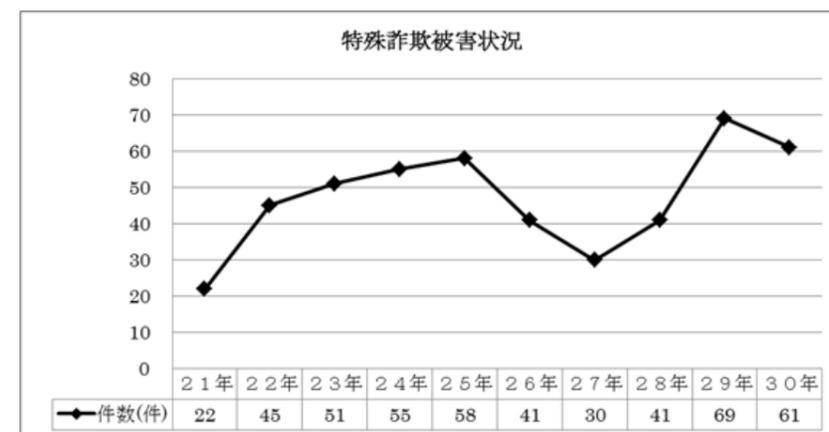
出典：防災課とりまとめ調査から防災課作成

図表2：刑法犯認知件数推移(平成21～30年)



出典：警視庁統計から生活安全課作成

図表3：特殊詐欺被害状況(平成21～30年)



出典：警視庁統計から生活安全課作成

基本構想検討シート：防災・防犯分野

4 防災・防犯分野の個別計画の概要

■目黒区災害対策基本条例・生活安全条例

○目黒区災害対策基本条例

第1条(目的)

区民及び事業者の責務を明らかにし、災害対策に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

第3条(基本理念)

災害対策は、被害の軽減を図る減災の視点を踏まえ、行政による公助に加え、区民及び事業者が自らの安全は自らが守る自助及び助け合っ自分たちのまちを守る共助を基本とし、区、区民及び事業者がそれぞれの役割を果たし、連携して行うことを基本理念とする。

○生活安全条例

第1条(目的)

この条例は、区民の生活の安全に関する意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全な区民生活の保持に寄与することを目的とする。

■目黒区地域防災計画

○目黒区地域防災計画(平成28年度修正・平成30年度一部修正)

・自助・共助・公助を基本とした災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区の地域並びに住民の生命・身体及び財産を保護するとともに、「地域防災力の向上」を図ることを目的とする。

5 新たな政策課題

- (1) 地域住民による共助の取組への参画を促進するとともに、地域防災リーダー育成を一層推進する必要がある。
- (2) 災害時における公共交通機関の混乱による多数の帰宅困難者の安全を確保するため、民間施設等の滞在場所の確保及び受け入れ施設への支援態勢を整備する必要がある。
- (3) 災害時において、外国人、旅行者、高齢者、障害者等に配慮した多様な情報提供・伝達手段を確保する必要がある。
- (4) 近年の異常気象に伴う時間50ミリを超える豪雨により多数の被害が出ており、更なる治水対策が必要である。
- (5) 避難所での生活ニーズに対応できるよう、資機材の更新や円滑な避難所運営等、ソフト・ハード両面で避難所の機能を強化していく必要がある。
- (6) インターネット上での犯罪(架空請求、仮想通貨詐欺、コンピュータウイルスによるハッキング、データの破壊等)が急増しているため、サイバー犯罪への対策を講じる必要がある。
- (7) 高齢者を標的とした特殊詐欺が多発しているため、より効果的な特殊詐欺対策が必要である。
- (8) 防犯ボランティアの主体となる地域の団体、人材について、幅広い層からの協力が不可欠なため、新たな活動団体・防犯ボランティア人材を発掘・確保する必要がある。

6 課題解決の方向性(5年後、10年後)

5年後

- (1) 地域防災リーダーの育成に必要な研修等の支援を充実させていく。
- (2) 民間一時滞在施設を確保するため、協力施設への備蓄等支援を整備していく。
- (3) 災害時における外国人等に配慮した情報提供・伝達手段の整備を推進していく。
- (4) 更なる治水対策について、関係区と連携し東京都へ要望するとともに、今後も引き続き流域対策として雨水流出抑制施設の整備を推進していく。
- (5) 近年の大規模災害から避難生活ニーズを整理し、必要な対策の準備を推進していく。
- (6) 防犯ボランティア人材の新たな発掘を行い、若者や女性が防犯ボランティアに参加できる体制を構築していく。
- (7) 特殊詐欺対策用の防犯機器の貸与や、高齢者等への防犯対策の広報周知を推進していく。

10年後

- (1) 地域防災リーダーによる地域住民への防災・減災の啓発活動を支援することで、共助への取組を推進していく。
- (2) 民間一時滞在施設を含めた帰宅困難者対応訓練を実施し、交通機関利用者への防災意識を啓発していく。
- (3) 災害時における外国人等に配慮した情報提供・伝達手段を充実させていく。
- (4) 避難所での生活ニーズに配慮した支援の準備を推進していく。
- (5) 若者や女性の防犯ボランティアへの体制を支援し、共助への取り組みを推進していく。
- (6) 高齢者世帯等への防犯対策をさらに推進していく。

7 あるべき姿・将来像

審議会で検討予定